



## ゴルフマガジン JUN.2010

「撃」したとはいえず、保険金支払請求の要件を満たしていない」として、支払拒否は正当であると主張した。

これに対して、裁判所は「保険会社は『目撃』とは『原告の打ったボールが直接カップインしたところを見る』ことだというのが、(キヤデイのいないゴルフ場では)従業員が直接カップインしたところを見ることは、ほとんどあり得ない。『目撃』を保険会社が主張するように解すると、セルフプレーの場合は、保険金が支払われる可能性はほとんどなくなってしまうことになり、妥当ではない。よって、『目撃』とは、従業員が当時の状況、関係者の証言等からホールインワンしたことの蓋然性が高いと認めた場合も含まれる」と論じて、ホールインワン達成時の状況を検証。

その結果、「全くの第三者である前の組のプレーヤー全員がホールインワンを『目撃』しており、売店の従業員が前の組のプレーヤーの説明を聞き当時の状況から判断して、ホールインワンの達成を証明している」ので、「ホールインワンしたことの蓋然性が高く、

従業員がホールインワンの達成を『目撃』したとみることができるとして、保険金の支払いを保険会社に命じた。

ちなみに判決文では、最近のゴルフ場のセルフ化に合わせ、ホールインワン保険の支払要件の緩和を行う保険会社も出てきていますし、その例として「友人と1組でプレーを申し込んでいたところ、全くの第三者である前の組のプレーヤー全員がホールインワンを目撃しており、証明書に記名押印してくれた」場合にも保険金を支払うように運用の変更を行っていることをあげた。その上で「保険の趣旨にあった時代の要請に適合させた例と解することができる」と評価している。

### 【問題その1 事件と判断】

秋田地裁平成17年4月14日判決  
ゴルフ場の貴重品ロッカールの暗証番号が盗撮され、現金を引き出されたゴルフ場の会員が、同ロッカーを管理するゴルフ場経営会社を相手取り「寄託を受けた部屋の主人の責任」があるとして損害賠償を請求。

裁判所は、会員が同じ暗証番号

を使用したので会員に過失があるとした。その一方で、ゴルフ場は「警備の程度が通常取られるべき水準に達していなかった」と判断した。このため、ゴルフ場側にも不注意があったとして、ゴルフ場側にも責任があるとされた。その責任の範囲は？

回答①①8割、②7割、③6割、④5割、⑤3割

### 【問題その2 事件と判断】

大阪地裁平成17年2月14日判決  
キャデイ付きでラウンドしていた時の打球事故で、被告が第2打を打ったところ、ボールが右に曲がり、同地点から右前方に43・5メートル離れて立っていた原告の左前側頭部を直撃。原告は、36日間の入院加療等を受けた。原告は被告のショットの瞬間まで被告の方向を見ていたが、その瞬間は逆光のためボールの行方を見失ったという。

このため原告は、被告に対し不法行為を理由とする損害賠償請求権に基づき、治療費、後遺障害による逸失利益、慰謝料等を請求。また原告の傷害が原因で原告が代表取締役である複数の会社が損害

を被ったとして、原告の労務の提供なくして支払った報酬に対する金員等の支払いを求めたが？

回答①①被告に責任なく賠償等を行わなくてもよい、②一部支払い、③全額支払い

## 第2章 経営者・管理者が「ちょっと気になる判決」

——据置延長に同意した会員の預託金返還請求を認めず——

預託金返還請求事件で、名古屋高裁民事第4部(岡久幸治裁判長)は会員3名全員に預託金の返還を命じた名古屋地裁の判決の一部を取り消し、預託金の据置期間延長に同意した会員1名(法人会員)の返還請求を棄却する判決を平成20年1月24日に下した。

会員3名は、預託金の据置期間が満了したとしてゴルフクラブの経営会社に各850万円の返還を求め提訴した。法人会員は、平成18年9月に据置期間を平成28年9月30日まで延長する旨の理事会決議に同意・承諾していた。地裁は同法人会員を含め全会員に各850万円を返還するよう経営会社に

命じた(地裁判決が不明のため推測だが、他2名は同意・承諾はしていない模様)ため、会社側はこの地裁判決を不服として控訴していた。

高裁判決では、法人会員に請求権があるか否かが論点となった。法人会員は①理事会決議が有効(会員は法的に従う義務がある)であることを信じて同意した、②会社側は「決議が有効であることを」默示的に表示した同意書を交付した」——などから「決議が有効であると信じて同意をしたことには動機(決議が有効であること)の錯誤があり、その動機は同意に際して表示されているので要素の錯誤(民法95条)に当たるといふべきである」ので、「同意は無効」として預託金の返還を会社側に求めた。

これに対して、会社側は「同意書には、明示的にも默示的にも、動機は表示されていないから、仮に、法人会員に動機の錯誤があったとしても、要素の錯誤には当たらない」と主張。

高裁は、クラブ会則10条に規定する「理事会の決議により保証金(預託金)据置期間を延長出来る

場合」には当たらないと判断。その理由については、「預託金返還ができなかった原因は10条で規定する(天変地異に類するもの、あるいは経済変動や社会変動によるものではなく、控訴人の経営上の失敗、特に預託金返還資金の確保の必要性に対する見通しの甘さによるものと認められる」からだと言明している。その上で、民法の規定する要素の錯誤に当たるか否かを検討。「決議が会則10条により有効にされている場合には、各会員に同意を求める必要はない」と断言した上で、①会社は、決議が有効である(法的効果が生じている)との説明をしていない、②説明書書面では、「据置期間延長のお願い」としていること——などから「法的効果が生じていると誤解したことにより同意をしたものと認めることはできない」とし、「民法95条の要素の錯誤には当たらない」と判断した。これにより、「延長に同意しているので法人会員の預託金は」未だ据置期間は満了していない」として法人会員の主張を退けた。

うに命じている。  
(参考) 民法「錯誤」第九十五条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があつたときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があつたときは、表意者は、自らその無効を主張することができない」  
【問題その3】事件と判断  
最高裁判平成20年6月10日判決  
会社分割で新設された会社に対し、会員が預託金の返還請求をした事件。最高裁が高裁判決を棄却する逆転判決を下した。最高裁では初めての判決。  
新会社は、旧会社が用いていたクラブの名称を新会社が引き継ぎ使用しており、会社法22条1項(旧・商法26条1項)を類推適用できるか否かが争点となった。その最高裁の判断は?  
回答①適用で預託金全額返還、②一部返還、③返還しなくてよい  
【問題その4】事件と判断  
東京地裁平成16年5月25日判決  
ゴルフ場事業会社の会社分割で、会員が分割後の旧会社に預託金の返還を求めた事件。

訴えていた会員は、預託金950万円の会員権を所有する平日会員と同1950万円の法人正会員。訴えられたのは、当初会員権を発行した会社で、同社は会社分割で旧会社と新会社に分かれており、その内の旧会社が訴えられた。旧会社は「保証金(預託金)返還請求権は、新会社が承継しているの」で旧会社は返還債務を負わない」と主張したが?

回答①全額の返還義務を負う、②返還義務を一部負う、③返還義務を負わない

### 第3章 法曹関係者が

#### ちょっと気になる判決

——再生債務者の「再生計画賛成」の書面要請を容認——

民事再生計画案の決議で、再生債務者が賛成票を不正に集めたとして、債権者が東京地裁の下した再生計画認可決定を取り消すように求めた即時抗告事件で、東京高裁第14民事部(犬飼眞二裁判長)は平成18年12月7日、抗告を棄却する決定を下した。  
訴えられたのは水戸グリーンC

## ゴルフ場再生 2010年6月

C照田コース（27H、茨城）など  
会員制の3ゴルフ場を経営し、民  
事再生手続きを行ったエビハラス  
ポーツマン(株)で、訴えていたのは  
水戸グリーンCCの会員。

決定文によると、同会員は「同  
社は同会員を」ひぼう中傷し、名  
誉を毀損する書面を会員債権者に  
送付し、(同会員の)社会的信用  
を失墜させ、(会社側)の再生計  
画案への賛成票を不正に集めた」  
とし、「民事再生法の174条2  
項3号の不認可事由(再生計画の  
決議が不正の方法によって成立す  
るに至ったとき)に当たり、再生  
計画認可決定は違法であるから取  
り消すべき」と主張した。

この即時抗告の経緯は、同会員  
は債権者として①弁済率は50%、  
②継続会員や退会会員を区別する  
ことなく、年1億円を弁済(予算  
オーバーの場合抽選弁済)——など  
とした再生計画案を東京地裁に提  
出。これに対して、同地裁は「この  
計画案では」いつまでに弁済が  
終わるか定かではない」等の判断  
から、昨年7月13日に会員提出の  
計画案を不採用(決議に付さない)  
とする決定を下した。その後の7  
月31日頃に同会員は他の会員に対

して、①同社の代表者は経営能力  
に欠ける、②同社の計画案では、  
預託金は85%カットされ、時価に  
して数十億円のゴルフ場が代表者  
側のものになってしまおう——など  
と記載した書類を送るとともに、  
同会員の計画案に賛成するよう  
「賛同書」(＝同社の計画案に反対  
に捺印して返送するように要請し  
た。

同会員の書類に對抗して、会社  
側は①同会員は企業買収の専門家、  
②同会員は社会正義のためでなく、  
関与してゴルフ場を買収する計画、  
③会員ではあるが5年以上もプレ  
ーしておらず、年会費も未納——  
などの記載もある書面を会員に配  
布し、同社の計画案に賛成するよ  
うに求めた。

高裁の判断は、①同社の計画案  
が否決されれば、破産手続開始と  
いう事態となり、債権者の利益に  
適わないので、会社が債権者に賛  
成を求めるのは当然、②会社側と  
対立する計画案を提出して(会社  
側の計画案に)反対の意思を表明  
している債権者がある場合、(債  
権者側の)計画案の策定や履行に  
係る能力又は識見の有無を問題に  
し、あるいはその計画案の内容を

批判する内容の書面を債権者に送  
付することも、経緯や内容に照ら  
して相当な場合には許容される、  
③同会員は、同社の書面は信用を  
低下させるなどと主張するが、書  
面は同会員の書類に對抗して誘発  
されたもので、合理的な判断に基  
づく事実やそれに基づく評価が記  
載されている——などの理由から、  
同会員の主張を退けた。

高裁は、再生手続中の会社が計  
画案に賛成するように要請する書  
面を債権者に送付することを許容  
しただけに、注目される判決とい  
える。

なお、東京地裁は高裁決定を受  
け、エビハラスポーツマン(株)に対  
して、再生計画認可決定確定を平  
成18年12月11日に下している。

——最高裁が「抽選弁済や分割  
は不平等」の高裁決定を支持——

最高裁第二小法廷(福田博裁判  
長)は平成16年11月12日、「抽選  
弁済や会員権分割等を盛り込んだ  
再生計画は不平等で、民事再生計  
画認可決定を取り消す」とした東  
京高裁の決定を支持し、ゴルフ場  
経営会社の抗告を「破棄する」決  
定を下した。この最高裁決定は、

民事再生法の適用を検討している  
会社にとって大きな障害となる。  
「計画を立案中」、計画案提出済  
み、「債権者集金が目前」の再生  
会社にも影響を与えている。

抗告していたのは、鹿島の杜C  
(18H、茨城)を経営する(株)鹿  
島の杜カントリー倶楽部。平成16  
年7月23日の東京高裁(鬼頭季郎  
裁判長)の決定を不服とし、「抗  
告許可」を得て最高裁に抗告して  
いた。

同社が不服とした高裁の決定は、  
「抽選返還」は、早く弁済を受け  
られる会員と、遅く弁済を受ける  
会員との間に不平等がある、「継  
続会員に分割できる会員権とでき  
ない会員権があるのは不平等」、  
②一般債権者(退会会員含む)の  
免除率は99・8%で、継続会員は  
40%としたのは不平等、「預託金  
債権のみを債権として認め、プレ  
ー権について金銭評価していない  
(従って、プレー権を100%弁  
済している)」——の4項目を「取  
消し」の主な理由にしている。

そこで、同社は過去の最高裁や  
高裁の判決等を理由にして、不平  
等とした高裁の決定に反論。高裁  
から抗告を「許可」する決定を受

## 『ゴルフ場事件判例集第七巻』掲載の判決・決定等リスト

## 第3章 預託金返還のみの請求権・株主代表訴訟等経営に係る事例

返還請求権のみの行使は弁護士法違反か	名古屋高裁	H16.9.29
預託金の返還を求めた会員権所有者の訴えは正当か	最高裁	H17.2.15
ゴルフ場業界で初めての株主代表訴訟	東京地裁	H16.7.28

## 第4章 クラブ運営や行政訴訟、土地明渡し問題に係る事例

ゴルフ場運営会社が強制執行の回避を求める	最高裁	H17.7.15
クラブが経営会社に経営内容等の開示請求	千葉地裁	H17.1.31
県にゴルフ場開発文書の非公開部分の公開請求	名古屋高裁	H17.3.25
ゴルフ場会社が虚偽文書送付は名誉毀損として旧オーナーに賠償請求	東京地裁	H19.1.24
贈与を受けた会員が会員権売却で名変料の控除要求	最高裁	H17.2.1
ゴルフ場会社がゴルフ場利用税の行政処分は不当の主張	大阪地裁	H20.7.29
債務不履行で地主がゴルフ場会社に土地明渡し請求	東京高裁	H19.6.13
賃貸契約終了し地主がゴルフ場会社に土地明渡し請求	東京高裁	H21.10.22

## 第5章 カート・打球事故、盗難事件ゴルフ保険等に係る事例

カートによる人身事故でゴルフ場に損害賠償請求	名古屋地裁	H7.10.25
同伴者への打球事故で被害者・加害者の過失責任割合	大阪地裁	H17.2.14
ロッカー盗難事件でゴルフ場側の管理責任の有無	秋田地裁	H17.4.14
従業員の「目撃」ないホールインワンで保険金支払請求	東京簡裁	H18.8.30
ゴルフ練習場の騒音訴訟で慰謝料等の支払請求	大分地裁	H20.9.12

注・第七巻掲載の判決等の中で同一事件の下級審判決はリストから除いている

## 『ゴルフ場事件判例集第七巻』

監修・服部弘志弁護士 発行・一季出版(株)  
A4版・364ページ、定価1万5750円

会社分割・中間法人と預託金の関連、民事再生法・会社更生法の法的効力、預託金の抽選償還・担保権・プレー権評価・リース契約等に関する事例、クラブ運営・土地明渡し・打球事故・盗難事故・エース保険等——判決・決定を含め全49例掲載  
別売＝全49例を収録したマイクロソフトのワード形式で収めた「CD-ROM版」を定価5000円で販売

購入申込み・問合せ＝☎03・3864・7821

## 第1章 預託金返還問題に係る判例

事件内容	裁判所名	判決日
営業受託契約をした運営会社への預託金返還請求	東京地裁	H16.4.14
経営会社に預託金返還請求し勝訴するも、預託金返還されず運営会社を訴える	東京地裁	H16.8.31
信託譲渡を受けた中間法人に預託金の返還請求	岐阜地裁	H16.9.16
会社分割の旧会社に預託金返還請求	東京地裁	H16.5.25
会社分割の新設会社に預託金返還請求	名古屋高裁	H17.10.6
会社分割の新設会社に預託金返還請求	名古屋高裁	H18.7.26
運営会社に預託金返還請求(最高裁判決と異なる事実となる)	東京地裁	H19.1.30
営業受託会社に預託金返還請求	東京簡裁	H21.11.18
移転登記で所有者になった会社に預託金返還請求	名古屋高裁	H17.1.27
会社分割の新会社に預託金返還請求の最高裁判決	最高裁	H20.6.10
預託金の抽選償還に同意した会員の返還請求	東京地裁	H17.4.27
抽選償還に同意した会員が償還額が減額されたとし「合意は無効」とし訴訟	東京地裁	H18.9.15
据置期間の延長に同意した会員が預託金返還請求	名古屋高裁	H20.1.24
預託金分割返済を滞らせた会社に残額返還請求	名古屋高裁	H19.3.14
会員権購入を「勧誘」した銀行の責任	東京地裁	H16.8.9
預託金保証会社に関連する銀行に返還請求	札幌高裁	H17.5.18
会員権購入を「勧誘」した銀行の責任	東京地裁	H19.1.18
預託金相当額の賠償を系列会社、銀行等に請求	名古屋地裁	H21.8.7

## 第2章 民事再生・会社更生法の法的効力や判断を巡る事例

事件内容	裁判所名	判決日
金融会社が更生担保権の評価が低すぎるとし訴訟	山口地裁	H16.11.11
最高裁が抽選弁済や分割の「平等性」を判断	最高裁	H16.11.12
債権者の「2次再生計画認可決定」取消の抗告	東京高裁	H17.5.19
ゴルフ場施設の根拠当権設定は詐害行為として訴訟	最高裁	H17.11.8
プレー権の金銭的評価に関する判断	東京高裁	H18.2.27
競合する会社更生手続と民事再生手続の適用基準	大阪高裁	H18.4.26
再生債権者への「再生計画賛成」とした書面要請の可否	東京高裁	H18.12.7
確定した再生計画と事前の債権差押転付命令との関係	大阪高裁	H20.2.28
会員権の保有者は入会せずとも再生法上では債権者か	東京地裁	H20.7.28
再生法申請を理由にしたリースストップは有効か	最高裁	H20.12.16

けて最高裁の判断を仰いでいた。しかし、最高裁は「本件の事実関係において、本件再生計画を認可しないものとした原審の判断は、結論において是認することができる。（抗告代理人ほかの抗告理由の）論旨は採用することができない」として、裁判官全員一致で破棄を決定した。

この最高裁の決定は、4項目について論じることなく、「結論において是認することができる」とした決定となっているので、4項目全てが不平等であるとは受け取れない。具体性を欠く不透明な決定といえる。とはいっても、再生計画案が債権者集会で可決しても、その中に不平等とされた項目が1項目でも入っていれば、反対する債権者が最高裁決定を理由にして異議を申し立てた場合、「取消し」となる恐れは十分にある。このため、「4項目を取り入れずに自主再建型の計画を立案するのは、ほぼ不可能。営業譲渡型を考えるしかない」とみる向きさえある。また株主会員は、これまで債権者として扱われていなかったが、プレー権を金銭評価すると再生債権者になることから、株主会員の扱

いも微妙になってくる。いずれにしても、再生法の法的実務を行う弁護士に新たな難題を投げ掛けた決定となった。

なお、今回の事件に関する高裁の決定文や、これに対するゴルフ場側の反論である「抗告許可申立て理由書」、それに対する最高裁の抗告許可の決定文は、一季出版(株)発行の「シリーズ第三巻 ゴルフ場企業会社更生計画集」に収録されている。

【問題その5】事件と判断  
東京高裁平成16年8月9日判決  
バブル時には、銀行がゴルフ会員権の販売窓口になりローンを組んだケースがしばしばあった。銀行は、会員に対しローンの残額を支払うよう求め、争いとなった。地裁は販売の方法について「銀行側に責任はない」と判決しているが、高裁の判断は？  
回答①銀行に責任あり、②銀行に一部責任、③銀行に責任はない

【問題の回答】  
一季出版のホームページ「URL http://www.ikki-web.com」のゴルフマネジメントのページで